

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくれます。
- 一、生産に励み豊かな村をつくれます。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくれます。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくれます。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくれます。

2006 June 6 月号



佐藤太陽くん

水越天陽くん

杉本類斗くん

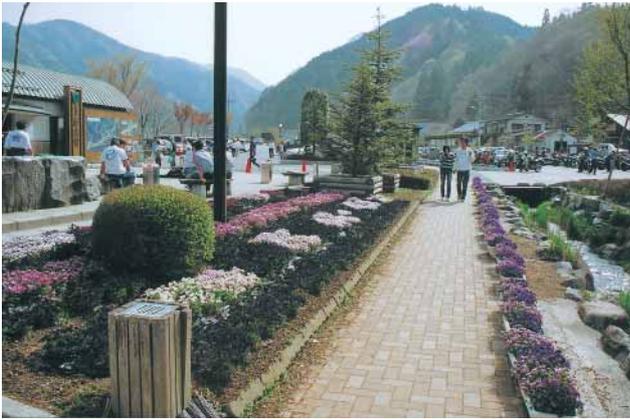
菅谷照生くん

佐藤立弥くん

佐藤美優ちゃん

道志の春

花のたより



道の駅



西和出村地区



西和出村地区



谷相地区



道志小学校 1年生
校舎前にて花見

平成17年度 下半期財政公表

一般会計歳入状況

(18.3.31現在 単位：千円)

科 目	予算額	収入済額	収入率(%)
1. 村 税	207,427	195,474	94.2
2. 地方贈与税	23,179	23,179	100.0
3. 利子割交付金	1,280	1,280	100.0
4. 配当割交付金	428	428	100.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	740	740	100.0
6. 地方消費税交付金	20,364	20,364	100.0
7. 自動車取得税交付金	8,660	8,660	100.0
8. 地方特例交付金	8,061	8,061	100.0
9. 地方交付税	809,525	809,525	100.0
10. 交通安全対策特別交付金	485	485	100.0
11. 分担金及び負担金	10,499	10,297	98.1
12. 使用料及び手数料	12,984	7,716	59.4
13. 国庫支出金	44,150	7,003	15.9
14. 県支出金	154,759	24,420	15.8
15. 財産収入	159	99	62.3
16. 寄付金	118,003	7,672	6.5
17. 繰入金	4,400	3,040	69.1
18. 繰越金	64,762	64,979	100.3
19. 諸収入	29,133	24,600	84.4
20. 村 債	225,900		0.0
計	1,744,898	1,218,022	69.8

一般会計歳出状況

(18.3.31現在 単位：千円)

科 目	予算額	支出済額	支出率(%)
1. 議会費	38,830	37,767	97.3
2. 総務費	336,081	299,358	89.1
3. 民生費	188,988	109,539	58.0
4. 衛生費	70,109	54,843	78.2
5. 農林水産業費	286,176	104,050	36.4
6. 商工費	18,768	16,129	85.9
7. 土木費	207,887	55,683	26.8
8. 消防費	114,653	61,268	53.4
9. 教育費	174,390	152,575	87.5
10. 災害復旧費	13	0	0.0
11. 公債費	281,985	280,896	99.6
12. 諸支出金	26,557	0	0.0
13. 予備費	461	0	0.0
計	1,744,898	1,172,108	67.2

特別会計歳入歳出状況

(18.3.31現在 単位：千円)

会 計 別	予算額	収入済額	収入率(%)	歳出済額	支出率(%)
国民健康保険特別会計	235,773	205,663	87.2	176,477	74.9
国民健康保険診療所特別会計	118,839	81,927	68.9	106,732	89.8
簡易水道事業特別会計	37,844	5,728	15.1	31,697	83.8
老人医療費特別会計	254,040	217,273	85.5	224,564	88.4
観光施設等事業特別会計	404,615	377,223	93.2	376,494	93.0
介護保険特別会計	125,942	81,548	64.8	109,319	86.8
介護保険サービス事業特別会計	30,339	14,214	46.9	27,652	91.1
合併処理浄化槽事業特別会計	122,490	11,505	9.4	86,209	70.4
計	1,329,882	995,081	74.8	1,139,144	85.7

平成十七年度下期主な事業

この「財政公表」は、村民の皆さんに道志村の財政状況をお知らせするために、毎年二回定期的に行っているものです。
今回は、平成十七年度下期の一般会計、特別会計の状況をお知らせします。

◎総務費

- ・道志村総合計画策定事業
- ・防災無線難聴地区解消事業
- ・庁舎無停電装置設置事業

◎民生費

- ・介護予防事業
- ・地域ぐるみ子育て支援事業

◎衛生費

- ・ゴミステーション設置事業
- ・親子ふれあい交流事業

◎農林水産業費

- ・地籍調査事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・林道開設改良事業

◎土木費

- ・村道久保く秋山線改良舗装事業
- ・村道湯本線改良事業
- ・村営住宅建設事業

◎消防費

- ・可搬ポンプ付積載車購入事業
- ・道志村地域防災計画策定業務

◎教育費

- ・高等学校等就学に対する助成金事業
- ・旧善之木小学校・住宅取り壊し事業



※ 役場に設置された無停電装置

ふれあいサロンの開催



おたまじゃくしの歌で体操をしました



なんきん玉すだれを行う藤井さんと渡辺さん



みんなで戦友（14番まで）を歌いました

ここで少し自己紹介させていただきます。生まれは神奈川県平塚市というところです。小学校に通う路の周りは田んぼで、学校帰りにはよく蝗採りやザリガニ採りをして道草をしたものでした。風景的には道志村と似ているところはありますが、馬入川と道志川の水质の差は雲泥のものがああります。昭和四十九年に、民間から横浜市に転職しまして、緑政局、市民局、下水道局を経て、平成九年に水道局に、「道志の山に植林を、私の頭に植毛を！」のキャッチフレーズでデビューし、今日に至っております。

さて今、横浜市水道局では、ライフラインとして市が責任を持って運営しながら、これまで築き上げてきた水道

（注）
今のところ、麦藁帽子をかぶっていませんので「カールおじさん」にはなっておりませんが、性格的に・頭髪的に、何代か前の〇〇所長と似ていることがあります。
土・日も公舎に居ることが多いので、是非遊びに来てください。

四月一日に上甲所長の後任として、水源林管理所長に着任しました田邊と申します。

横浜市水道局
水源林管理所長 田邊 憲一



皆さんはじめまして

施設や技術を、確実に次の世代に継承していくと同時に、よりお客様満足度の高い水道サービスを提供し、「快適な市民生活を支える安心の水道」として、持続的に成長・発展していくことを基本理念として、平成十八年度から二十七年までの十年間における主要施策を示した「横浜水道十か年プラン」を実行中です。

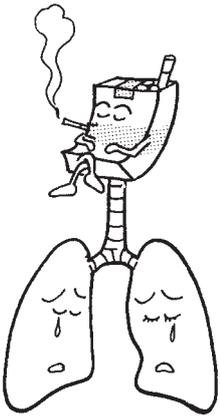
このプランの中で、水源かん養林の保護育成など水源の保全については、トップレベルの安全で美味しい水を作るために、不可欠の要素であり、主要事業の一つにあげられております。豊かで美味しい水を未来まで継承していくため、水源かん養林の機能を高める事業を、継続して展開していく必要があります。

大田村長さんを始め、道志村の皆さまには、今後とも、緑と清流の保全について、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

また、私自身、道志村と横浜市の友好関係に少しでも貢献できるよう、努めてまいりますので、上甲所長と同様にご指導・ご鞭撻をお願いいたします。

★五月三十一日～六月六日は
『禁煙週間』です

現在、全国的に禁煙に対する普及啓発がされています。たばこの害がどのように体内に影響を及ぼすのか考えてみましょう。そして禁煙について考えてみませんか？喫煙男性は、非喫煙者に比べて肺がんによる死亡率が約4.5倍高くなっているほか、それ以外の多くのがんについても、喫煙による危険性が増大することが報告されています。また、たばこの煙による健康への悪影響は喫煙者本人にとどまりません。他人のたばこの煙を吸われる受動喫煙についての健康影響は、流涙、頭痛などの症状だけでなく、肺がんや虚血性心疾患等の疾患の死亡率等が上昇したり、非喫煙妊婦でも低出生体重児の出産の発生率が上昇するといった研究結果が近年多く報告されています。小児では喘息、気管支炎といった呼吸器疾患等と関連があると報告されています。また、乳児では乳幼児突然死症候群と関連があると報告されています。



★六月四日～十日は
『歯の衛生週間』です

”八十歳で二十歯以上、六十歳で二十四歯以上、自分の歯で”
を目標に！

歯周病の進行と症状について簡単に説明します。

- ① 歯肉がはれてくる・・・歯肉炎の状態です。
- ② 歯磨きをするといつも出血する・・・歯周病になり、歯と歯ぐきの溝が深くなっています。
- ③ 歯が長くなった気がする・・・歯ぐきから膿が出はじめ（歯槽膿漏）、歯肉が縮み、根元の骨が溶けていきます。
- ④ 歯ぐきがぐらぐらし、痛くて噛めない・・・歯の根元の骨がさらに溶け、歯が抜けてしまいます。

ことぶきマスター制度について

山梨県では、高齢者の方々の長い人生経験から培ってきた知識や技能、生活の知恵などを社会に生かしていただくために、ことぶきマスター制度をつくり、高齢者を大事にする風土づくりを進めることにしました。

ことぶきマスター制度は、このような様々な能力をもっている六十五歳以上の高齢者を広く地域住民から選んでいただき、知事が証書とバッジを交付し、ことぶきマスターとして、大いに活躍していただくものです。

ことぶきマスターの対象者

- ① 六十五歳以上の者

ことぶきマスターの推薦方法

- ② 長年の経験から得た知識、技能、生活の知恵など様々な能力を有する者
- ③ 原則として、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会が設置する「ことぶきマスター人材バンク」に登録可能な者
- ④ 老人クラブ、みんなで支える地域福祉推進事業等、地域の社会活動に理解があり、積極的に参加しようとする者

地域における会議（自治会、老人クラブ、婦人会、青年団、各種団体等の代表）において、広く地域住民の意向を聞いて、ことぶきマスターにふさわしい人を村長へ推薦していただくことはもとより、自せんの方も村へ申し出ていただき、いずれも村長から知事に推薦されます。

登録を希望する方は、来る六月十日までに道志村役場住民健康課までご連絡ください。

TEL (五二) 二二一三
健康福祉係まで

6月 “つぼみっこくらぶ”
からお知らせ

梅雨の季節は、家の中で過ごす時間が多くなります。お子さんに本を読んで聞かせてあげる時間をつくってみませんか？

6月の予定 6日・13日・20日・27日
毎週火曜日 午後2時～
場所 福祉センター

6月27日(火)は、本の読み聞かせを予定しています。多くの方の参加をお待ちしております。

★ヨガ教室を
実施しています

昨年度から村では、毎週月曜日、午後7時30分より福祉センターでヨガ教室を実施しています。

体調の改善、心身の安定に効果を出しています。興味のある方は、ぜひ参加してみてください。

健康管理・子育て支援に関するお問合せは・・・役場 住民健康課まで

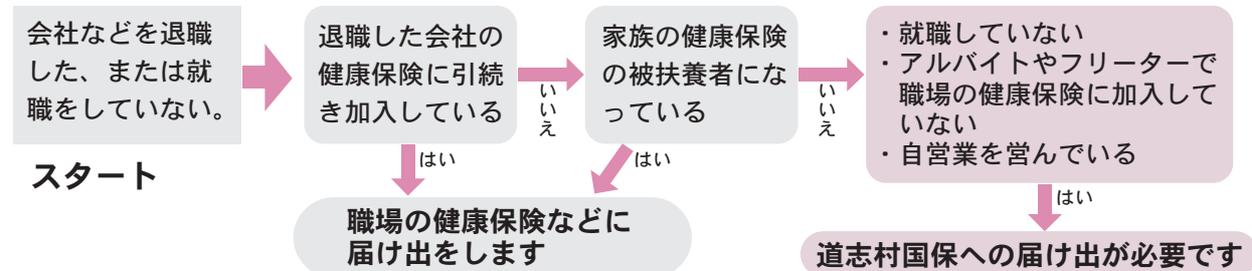
☎ 52-2113

退職された方、または現在就職していない方へ

国保加入の届け出を 忘れていませんか？

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。就職していない人は、国保加入の届け出を忘れて未保険になっていませんか？
下記のチャートでどの医療保険に加入しなければならないか確かめてみましょう。

あなたの医療保険は？



問い合わせ先 住民健康課 国保医療係 TEL 52-2113 (直通)

平成十八年四月一日から 児童手当制度が拡充されました

支給対象年齢が、これまでの小学校三年生までから、小学校六年生までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

平成十八年度に小学校四年生の児童の保護者の方

※対象は平成十八年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた児童です

現在四年生の児童の保護者で、三月まで児童手当を受給していた方は、新たな手続きは必要ありません。

新たに認定手続きが必要な方は次のとおりです。

平成十八年度に小学校五年生または六年生の児童の保護者の方

※対象は平成十八年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた児童です

これまで、児童手当を受給していた保護者の方は、額改定認定請求の手続きが必要となります。また、児童手当を受給していなかった保護者の方は、新たに認定請求を行ってください。

所得制限により
これまで児童手当を受給できなかった保護者の方

所得制限の引き上げ（別表）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります

提出に必要な添付書類

- ① 請求者（保護者）の健康保険被保険者証の写し（厚生年金加入者の場合）
- ② 平成十七年度児童手当所得証明書（平成十七年一月一日現在、道志村に住民登録がなかった方は、住民登録のあった市町村から取り寄せてください。）
- ③ 平成十八年度児童手当所得証明書（平成十八年一月一日現在、道志村に住民登録がなかった方は、住民登録のあった市町村から取り寄せてください。）

【所得限度額一覧表】

扶養親族等の数	自営業者 国民年金加入者	サラリーマン 厚生年金等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

【注】ただし、平成十八年度の所得証明書は所得確定後の六月以降になります。前住所の市町村へ電話などで確認してから交付の手続きをしてください。

④ 請求者の銀行等の口座番号のわかるもの

⑤ 請求者と児童が別居している場合は、児童の属する世帯全員の住民票の謄本

提出期限

平成十八年九月三十日まで

提出場所及び問合せ先

道志村役場 住民健康課
TEL (五二)二二一三